

社会福祉法人 宝生会 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝生会の法人業務に伴う評議員、評議員選任解任委員及び役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 役員業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 評議員選任・解任委員会への出席
- (4) 評議員会への出席
- (5) 行政機関による監査の立会
- (6) 役員研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (7) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (8) 苦情解決第三者委員が会議に出席した時
- (9) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(5)及び(8)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

理事及び監事は1日当たりの額	10,000円
評議員は1日当たりの額	10,000円
評議員選任・解任委員は1日当たりの額	10,000円
苦情解決第三者委員は実費弁償として1日当たりの額	5,000円

2 前条の(6)、(7)及び(9)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人宝生会 白百合保育園 旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として評議員、評議員選任解任委員及び役員住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人宝生会 白百合保育園 旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって評議員選任解任委員及び法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(5)の業務の場合は、この規程は適用しない。この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(役員報酬)

第5条 定款第21条に基づき評議員会において審議の上、役員に対しては、無報酬とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。